

会 議 録

会議の名称 西東京市障害児教育検討懇談会（第9回）
開催日時 平成17年10月21日（金）午後2時00分から午後4時48分まで
開催場所 西東京市保健福祉総合センター・防災センター6階講座室
出席者 【出席委員】（座長）八木澤 俊孝、（副座長）宮沢 春好、兵藤 紫
都子、北爪 みどり、秋本 篤哉、川合 眞理子、藤平
洋子、足立 善朗、高野 富、細井 邦夫、大野 雅生、
蚊野 秀明、清水 静雄、屋宮 茂穂、吉田 勉、小坂
和弘 伊藤 伊都子
【欠席委員】 稲津 明、
【事務局】（学校教育部長）村野 正男、（学務課長）富田 和明、
（指導課長）大町 洋、（教育相談課長）長澤 和子、
（学務係長）久保 鷹夫、（学務係）田島 康介、内海 謙一

議 題 1．通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について
（1）検討課題1 対象者
（2）検討課題2 設置日数・時間数
（3）検討課題3 設置範囲
（4）検討課題4 介助員の確保
（5）検討課題5 決定機関
（6）検討課題6 費用負担
（7）全体を通して
2．今後の予定について

会議資料の名称

- 1 通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討（実施方法編）
- 2 意見交換会の参加者数
- 3 西東京市障害児教育検討懇談会の今後の予定（案）

記録方法 全文記録

会 議 内 容

発言者名

学務課長：

ただいまから第9回西東京市障害児教育検討懇談会を開会いたします。

それでは、これより議事に入りますので、これからの進行につきましては八木澤座長
をお願い申し上げます。

座長：

前回、10月4日に、市民の方々と、介助員についての意見交換を行いました。それ
らの意見を踏まえた上で、本日は委員の皆様と検討課題について話し合いをしたいと思
います。よろしくお願いいたします。

資 料 確 認

座長：

最初に、配付資料について事務局から御説明をお願いします。

学務課長：

御説明申し上げます。まず次第をごらんいただきたいと思います。その一番下に配付
資料ということで、1、2、3と、三つ用意させていただきました。御確認をいただい
ければと思いますが、まず、資料 1「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員
設置の検討（実施方法編）」でございます。こちらについては後ほど御説明を申し上げ
ます。

それから、資料 2「意見交換会の参加者数」でございます。こちらについて御説明
申し上げます。開催日時が10月4日ございました。2時から4時まで実施いたしま
した。開催場所は保谷庁舎防災センター6階講座室2でございます。参加者数は22名
の方に参加していただきまして、この中で御発言をいただきました。傍聴者数は12名。
合わせて34名でございます。

続いて、配付資料のもう一つの3番目の確認でございます。これは一番最後の方で皆
様に御提案申し上げますが、「今後の予定」ということでスケジュール表とともに御用
意をさせていただいております。こちらについては後ほどまた御説明かたがた調整をさ
せていただきたいと思います。

1. 通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について

学務課長：

それでは、恐縮でございますが 1にお戻りいただければと思います。「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討（実施方法編）」でございます。

まず表紙をごらんいただきたいと思います。真ん中に注意書きとして、「この資料は、第8回会議（平成17年10月4日）配付資料2に、意見交換会において、お寄せいただいたご意見（要旨）を検討課題6項目ごとに、加筆したものです」。ですので、これについては皆様の御議論の基礎資料ということで御理解をいただきたいと思います。

それでは、1ページ目をめくっていただきたいと思います。検討課題1の「対象者」。こちらについては前々からお示し申し上げている選択1から4で、そのままでございます。そして右側の2ページですが、意見交換会での御意見でございます。既に一週間近く前にお送り申し上げておりますので、お目通しはいただいていると思いますが、この「対象者」については10名の方の御意見をいただいております。大方の意見は選択4の方に入ってこようかなというふうに見受けられます。

3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。検討課題2「設置日数・時間数」でございます。こちらは7件御意見をいただいております。上限を設けない、その子どもに合った時間設定にしてほしいということが主な内容かと思っております。

続きまして、5ページ、6ページでございます。検討課題3「設置範囲」でございます。通常学級の校内行事、校外活動等、いわゆる介助員をどの時間帯につけるかということでございますが、ごらんいただくように、設置範囲は制限する必要はないということが一つの大きなテーマかというふうにご考えてございます。

7ページ、8ページ、検討課題4「介助員の確保」でございます。介助員の確保については、日ごろの御苦労ということで論議をいただいております。さらに、真ん中の御意見においては、現実的にはコーディネート機能は親がやることになるのではないかと。市役所は8時半からというような具体的な御提案、お話がございました。

9ページ、10ページでございますが、検討課題5「決定機関について」もごらんいただくように、親、学校、教育委員会、三者協議の中にとということが概要かと思っております。

最後の検討課題6「費用負担について」でございます。親御さんについては既にいる

いろな自助の部分がありますから、こちらについては公助の方で対応してほしいというところが概要かと思っております。

一番最後、13ページ、「意見交換会でのご意見」でございます。さまざまな意見をいただいております。この間の行政の対応が冷たい云々も含めまして、さまざまな御要望、御意見をいただいております。

以上が、前回の皆様からの意見交換会の概要でございます。

簡単ではございますが、以上です。

座長：

資料については、ただいま事務局から説明があったとおりですが、資料3については後ほど取り扱いますが、資料1、2について何か質問のある方はいらっしゃいますか。

委員：

たしか、先日の意見交換会の中でも御意見としても出ていたかなと思うのですが、資料1のタイトルは「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討」ということですが、今後の特別支援教育の流れの中で、養護学校に通っている子どもとか、その他、障害児の学級に通っている子どもだとか、そういう部分で副籍を持ってくる、その中で「通常の学級」という言葉でよろしいのかということがあったのですけれども、当然、過渡期にあるものですから、副籍ということは当然籍を持つということでしょうから、こういう書き方でも対象になるのかなとは思っておりますけれども、そのことだけ一つ御質問させていただきたいと思います。

学務課長：

今お話がありましたように、まだ過渡期ということと、現在、特別支援教育の方が、まだはっきり出ておらないのですね。期待的には、この秋口に出るという情報は得るところなんです、その中に、その辺の言葉の定義も含めて一つ方向性が出てこようというふうに考えてございます。ですので、そういう意味では、今おっしゃっていただいた部分はかなり「流動的」という表現は恐縮ですが、まだまだ定義がはっきりしておらないというふうに考えております。したがって包含しているものというふうに考えてはおりますが。

座長：

そういうことでよろしいですか。通常の解釈については、今の事務局のように考えていると。

委員：

制約的な部分も含めて、この言葉をとらえていますということによろしいのでしょうか。

学務課長：

はい。

座長：

それではそういうふうに御確認いただきたいと思います。

他に。

それでは、本日の議題の1「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置について」ですが、議論を始める前に事務局に確認したいのですが、この介助員については、今日議論、話し合いをいたしますが、その実施に向けて教育委員会の方では準備を進めていくということになるのでしょうか。

学校教育部長：

今回、懇談会でこの議題をテーマにさせていただいていますので、教育委員会としては実施の方向に向けての準備ということになります。これが現実問題としては予算化の話になるかと思います。今月末には実は市長から予算編成方針というものが出ます。この予算編成方針に基づいてそれぞれの部署が来年度の予算要求をするわけですが、これがどういう形で出るのかわかりませんが、教育委員会としては予算要求をしていきたいと考えております。

ただ、この間、市長のタウンミーティング、車座集会等でも再三お話をしていると思えますし、また各関係機関にも話をしていると思うのですが、西東京市は合併後5年目に入っておりますが、財政状況が逼迫しております。そういうことで現行の事業についてすべて見直しをするという前提で18年度の予算編成をいたしますので、その後については、今現実に予算に計上されるのかどうか。それは教育委員会の立場では申し上げられないのですが、そういう状況にあるということだけは御理解をいただきたいと思えます。

座長：

そういう状況下にはあるが、そういう中でこういう会議をやっているわけですから、ここでの話し合いというものについては、こういう話し合いをしておりますとか、こういうふうな形でというようなことについて、具体的には教育長でしょうか、教育長の方へ報告をすると、そういうようなことが必要になってくるわけですね。その辺はいかがでしょうか。

学校教育部長：

ただいま申し上げましたように、そういう財政状況の中でも仮に予算要求をするということであれば、検討懇談会そのものが障害児教育に必要な事項について検討するという位置づけになっておりますので、一定程度、結論をいただいた中で文書で、例えば前回は中間報告という形で報告をいただいたと思いますが、中間報告という形になるかどうかは別としまして、何らかの形で文書で教育長あて提出していただければ、予算要求の際に、裏づけが明確となり、予算要求がし易くなると思っています。

座長：

そうすると、進めるに当たって具体的にはそれはどういう形になりますでしょうか。

学務課長：

今、部長から中間報告というお話がありましたが、前回のときにも、いわゆるA4の大きさの2枚程度というふうに記憶してございますので、同じような形で、見やすい、数枚のものをこういうふうにおまとめいただければと思っております。そういう意味で、前回の意見を聞く会の内容を本日集約いたしまして、それを一つの資料としながら、今日皆さんに御議論をいただくわけなのですが、事務局といたしましてはテーマごとに、この懇談会の意見としてまとめていただきたいと思っております。

それで、テーマごとに御議論をいただく際に、大変、見にくくて申しわけないのですが、後ろのホワイトボードに皆様の御意見を職員が二人組みまして、できる限り早く箇条書きにいたしますので、それを見ながらおまとめいただきたい。それを踏まえて、部長が申し上げたように、書面でいただくというような作業として考えておりますが、いかがでしょうか。

座長：

そうすると、報告書に当たるA4版サイズで2～3枚程度のものを。議事録は当然行くわけですよ。

学務課長：

はい。

座長：

だから後日、委員に、今日まとめたものと議事録を送っていただいて、内容を確認していただいて、そのようにするというようなことでよろしいですか。一応まとめをするということのようなので、議事録と一緒に今日の検討事項について送ると。それでよろしいですか。

特にならなければ、そういう方向で、今日はまとめていながら進めていくということにしたいと思います。

(1) 検討課題 1 対象者

座長：

それでは、1ページ、2ページの「対象者」の問題から進めていきたいと思います。「対象者」について御意見をいただきたいと思います。これは数的には他の項目よりも御意見が前回出ておりますが、いかがでしょうか。10月4日の御意見も踏まえ、それで、今日おいでの委員の方。前は事務局の方で選択肢を四つ設けていただいて、それを材料にして検討していただいたのですが、今日はそれも踏まえませんが、前回出ました御意見から……。いかがでしょうか。

委員：

文章になると非常に難しいことかもしれないのですが、単純に、この選択肢1、2、3、4で考えてみた場合には、4ということで考えていただきたいと思ひ、その理由は、基本的に特別支援教育が目前に控えているわけで、特別支援教育に関しては何年度からスタートするとかというレベルの話ではなくて、既にもう動いているわけだと思ひ、実際の中でこのことを考えると、この間、意見をいろいろな方々からいただいたところでは、限定すべきではないという意見が多かったと思ひます。多いからというわけではありませんけれども、種別とか何かで括っていくということ自体はする必要はないのではないかというふうに考えます。

ただ、対象者というところが出てくると、基本的に通常の学級に在籍するとかという話が結局ここで戻ってきてしまうということがどうしてもあるのと、もう一つは、「障害のある児童へ」という言葉を、親御さんの方でまだ気づいていらっしゃらない方とか、そういうことも含めて、この言葉自体をどのように取り扱うかということも含めて出てくるので、決定機関とかそちらの方で多分出てくる。全部これは絡んでくるので、私自身としては、一個ずつ検討するというのは非常に難しいと思ひますけれども、そこまで含めた形で考えるならば、対象者は限定すべきではないというか、広くというふうな形で、必要とする子どもたちを支援するためにということで、それを基本に考えていただければいいかなとは思ひております。

そのときに、設置日数とか時間数とか設置範囲にも絡んでしまうのですが、基本的に

は学校生活を保障するということを考えるという基本線が出てくるのではないかと考えているので、対象者などそういうものを全部考えるときに、基本的な考え方として、学校生活を支援するというものを一番先に持ってきて、それで対象者とかそういうものを考えていただければよろしいかなと思っております。

座長：

今の御意見を補強するとか、そういうような形でとか、違う意見。

委員：

前は途中で退席してしまったのですが、資料を読ませていただいて、また、出ているときに聞かせていただいている中で、障害に線引きはないのだなど。それぞれが抱えていらっしゃるものは皆さん同じ思いだなと思いますと、やはり、全ての障害ということを対象にした方がいいのかなと思いました。

委員：

選択肢4の中に、特別支援の対象となる軽度の方の部分は記載されているのですが、例えば病弱の方、心臓に障害を持っている方とか内部障害の方、あと意見交換会の中にも出ました聴覚障害の方、視覚障害の方という形で、この部分にはそういう、分かる範囲での障害の部分ということでここに明記するという事はないのでしょうか。できれば、いろいろな対象者という形で、すべての障害という中にも本当に広くいろいろな部分で障害を持っている、ハンディを持っている方がいらっしゃるのです、できる限り広い範囲でということで、私も皆さんの意見と同意見です。

座長：

つまり、全ての障害を対象とするということで。選択肢4というふうにするよりも、全ての障害を対象とする。

委員：

必要とされる、もちろん保護者の方も含めて必要とされるすべての子どもたちという形でしか私は表現できないというか、それを「障害」で括ってしまえば簡単なのかもしれないのですが、基本的に親御さんがきちんと認識されていない、そういうケースなどもあるので本当に難しいのですが、必要とされるすべての子どもたちのためのという形で大きい括りで拾ってあげるのが、これからの本当に特別支援教育のいろいろな分野にいる子どもたちに必要な支援という形でぜひ行われていっていただきたいと思います。

座長：

おっしゃっていることは、恐らく皆さん御了解できていると思いますが、文章化すると、ちょっと隙間ができるといけないし。それで、選択4だと、「全ての障害」というふうに書いてあって、下に がついている中で「特別支援教育の対象となる」というふうな言葉がついているのですけれども、この辺のところがちょっと……、何かいい知恵はありませんでしょうか。

今に関わる以外の御意見のある方はいらっしゃいますか。なければ、選択4に関わっていることというふうに考えて、言葉の上でまとめられれば、皆さん方の御意見になるのではないかと思います。そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

委員：

対象者の中に入るのかというか、この明記の中にはないのですけれども、マニフェストの中には小学校の介助員制度という形で限定されていましたが、前回の意見交換会のときにもちょっとお話ししたのですけれども、特別支援の流れというのは総体的に幼児期から成長期、就労までということで広い範囲で見ていくというのが基本的な理念だと思うのです。その中で、小学校の介助員制度についてというふうに限定されてしまうと、その先は、小学校のときにはついてはいたけれども、中学校に進学するときその制度がなくなって、ではその子はどういう形で支援を受けられるのかということを見ると、対象者の中というか、その子の所属する学校というか、小学校に限定せずに中学校 - 教育委員会は義務教育までなのかもしれないのですけれども、やはり小学校という限定で枠を決めてしまわずに、中学校はどうなのかというところも、それから先はどうなのかというところを話していかなくてはいけないのではないのでしょうか。

座長：

その辺はいかがでしょうか。

副座長：

タイトルが「通常の学級に在籍する障害のある児童への」というふうに書いてありますので、児童ということになると小学生ですね。生徒になると中学生以上になるので、したがって、ここにおいては恐らく教育委員会の考え方としては、現在の時点では小学校の子どもについて考える。中学校の後についてはまた次の問題になるのではないかというぐあいに、文面からは解釈せざるを得ないということと、もう一つは、先ほど出てきましたように、「全ての障害を対象とする」という場合と、「特別支援教育の対象となる」というふうなことになる、その辺の言葉のニュアンスはどうかという問題も、ちょっとあることはあるんですね。その辺の教育委員会の基本的な方向

もあるかと思うので、その辺については御意見を行政の方から伺った方がいいのではないかと考えます。

学務課長：

まず児童・生徒の件でございますが、一つの要因といたしまして市長のマニフェストがございます。その目標の32に、「小学校の普通学級に通学する障害児」ということになっておりまして、あくまでも小学生というふうに限定して考えております。

それから、選択4の「全ての障害を対象とする」という選択肢の中には特別支援も対象となると。「全て」と言っておりますのでね。特別支援については、LD、ADHD、高機能自閉症も含めて、その辺が主眼ではあるのですけれども、全てという中には入ってくるというふうに考えて記名をいたしました。

委員：

私の考えを申し上げますと、結論的には「介助を必要とされる児童、または必要と判断される児童」というところで括った方がいいかなと。判断するのはどこが判断するのかというのは、また後の課題にしておきまして。

実際、教員の方から何かあるときに、「介助員はつきせんか」というときに、以前は、西東京市はそういう制度がないからいたし方ないね、学校の体制でやる以外にないねというようなことで申し上げてきました。ただ、中には児童によっては、その補強体制とか学校の校内体制で、ある程度期間をかければ、その問題が、ある程度解消されるという事例があるんですね。ただ、そういうことは一応申し上げておいて、どこが判断するかということはさておいて、そのようなことで、校内体制で乗り切れる場合だってあるということを意見として申し上げたいと思います。

座長；

今の意見は、介護を必要とする全ての障害というふうに押さえればいいんじゃないかという御意見でしょうか。そういうふうにとっていいですか。

委員：

ですから、「介助を必要と判断する児童・生徒」というふうに申し上げた方がはっきりしますでしょうか。「介助を必要とされる児童・生徒」。その方が、先ほどの私の後半の話も生きてくるかなと。

座長：

児童ですよ。

委員：

最初の提案からいきますと児童です。

委員：

前回のときも、私、読んで感じたのですけれども、どのような障害をというところではなくて、障害を持っていて補助をつけていても、途中でその子が成長とか発達とか、周りの関係で必要なくなる場合もあります。今はそれは校長が判断しています。それから、親御さんも校長も学校も気がつかなかったのですけれども、学年が進行していくうちに、ちょっと待てよ、この子の学習権と、それ以外の子どもたちの学習権の保障上、保護者も含めて第三者についてもらった方が、というような場合もあるんですよ。ですから、どのような障害というところにとらえると難しいなと前回ずっと考えていたのですね。

今、委員が言ってくださったような視点で、この子が教室にいて、周りの子とかいろいろなことを考えたときに、この子のためにつけた方がいいとか、この子と周りの子のためにもつけた方がいいとか、そういう判断はどこかでしなくてはいけないと思うんですね。市によっては第三者が入ってきて、ちゃんと判断してくれるところがあるみたいですが、そういう視点で見ていく必要があるのではないかと思います。

それから特別支援教育についても、前回のお話の中で、ちょっと認識が違っている部分もあるのかなと思ったんですけれども、養護学校もなくならないし固定級もなくならないし通級もなくならない。むしろその辺がリードオフマンとして、障害を持った子たちに、個に応じたカルテなども作りながらしっかりやっていこうというのが多分趣旨ではないかなというふうには思っています。

それともう一つの柱に、教室で問題なのはむしろこういう部分なんでしょうけれども、LDとかADHD、高機能自閉症、今まで先生方が気がつかなくて、何か他の子と違うな、コミュニケーションのとり方がまずいなというような子たちが、この間の文部科学省のあれで4%いるという実例として、そういうようなことで、その子に応じた指導をするためにコーディネーターを派遣したり、特別支援教室で個に応じた指導をしたりというような流れですから、そういう視点で考えていかないとね。やはり適正就学というものがありますから、その辺で考えていかなくてはいけないかなと、そんなことを感じました。1ページ目についてはそういうようなところです。

選択3の「LD、ADHD、高機能自閉症の発達障害以外の障害を対象とする」ところは外して - LD、ADHD、高機能自閉症の発達障害が軽度だったら現場では大丈夫なんですよ。ところが学年が上がっていったらだめになる。逆の場合もあるんです。

1年生、2年生のときには大変だったけれども、3年になったら、ちょっと冒険かもしれないけれども外してみようよと。そのことによってよくなるとか。だからそういう判断の方が必要なのではないかなと思います。

座長：

したがって「介護を必要とされる」という言葉を入れると、はっきりしてきますよね。

委員：

「介護」ではなくて「介助」だと思います。その言葉でぜひ統一してください。

それと、今二人の委員が言いましたように、「障害」という言葉を、対象児を明言するところに入れるか入れないかということが論点になると思います。実は障害認識というのはいろいろなことがありまして、認識に至る過程もあるわけなんですね。でも、介助を必要としている現実には実際にあるわけで、そういう子どもたちに対しての制度としても有効に活用できる中身ではないかなと思いますので、先ほどから提案されているように、介助を必要とされる、またはする、「される」の方が言葉としては適切かなと思いますが、「児童」で切る。いかがでしょうか。

座長：

どうでしょうか。そこら辺まで詰めてきていますが、「介助を必要とされる児童を対象とする」

委員：

今の御意見に賛成です。検討課題1で四つの選択肢に分けられると当然、「全ての障害」というふうになるかとは思うのですが、やはり介助を欲しておられる方を対象ということで、どういう障害をお持ちになっているのかはそれぞれ個々別だと思うのですが、言葉としては今の御意見がいいのではないかなと思います。

委員：

私は中学校の方なんですけど、大体そういう議論で結構なんですけれども、学校教育に関する法律などを見ると、小学校のことで取り決めてあるのですが、このことは中学校に準用するとか、高等学校に準用するという規定が必ずあるんですね。ですから、今は議論を整理するために小学校の児童ということでやっていただきたいのですが、いずれ小学生の子どもたちも中学校に来るわけですから、そういうことを踏まえて、中学校に行っても使えるような決まり、制度にしていきたいなと思っております。

座長：

今書いていただいたものでいくと、5番目のところですよ。 「介助が」というより「介助を必要とされる」方がいいよね。 どうでしょう。「を」の方がいいよね。「介助を必要とされる児童を対象とする」。 校内体制のところはその説明で書いてあるわけですから。

委員：

「介助が必要とされる」の方がいいです。

座長：

「介助が必要とされる児童を対象とする」。

委員：

先ほど委員から、「必要とされる」というところに「必要と判断される」と。 その判断者は後々に置いておくとしてもという御意見が出ました。 ですから、その判断するという条項は、だれが判断するのかといった要件を後々入れていくとすれば、「判断」という言葉も入れておいた方がいいと思うのですけれども。

座長：

「介助が必要と判断される」。

委員：

その場合は、判断される人がいるわけですが、基本は子どもにあると思うのです。 子どもが欲しているというのが基本だと思うのです。 介助を必要としている子どもがいたときに、発しているわけですよ。 必要性を発していたとされてからでしかないということがあると思うので。

どうして今これを言っているかということ、この間の意見の中では、親が希望しない場合に学校で勝手にしないでくれというのがありましたので。 もちろん、第三者機関とかそういうことを踏まえた上で出てくることだと思うのですけれども、子どもの困り感というものがあつた上でというのを周りが見てつける形になると思うのです。 その辺のことが、判断ということで、もう先の方まで行ってしまって、ここで出すならば、セットになって出てくるのではないかな。 審査基準のところまで行った上で戻ってという言い方は変なんですけれども、セットだったら分かるけれども、まだそこまで行っていないので、ニュアンス的には分かるのですけれども、ここで決めるあれではないのではないかな。 基本は子どもが発するSOSではないけれども、シグナルなんだと考えたときには、最初から必要とするとかというのは、子どもの代弁者として親というのは必要としているという申し出とかということなら分かるのですけれども、そのあたりうまく説明が

できないので申しわけないのですが、気持ちを酌み取っていただきたい。現実の話ではないので大変申しわけないのですが、気持ちの問題で。

よく言われるのは、「支援を必要とする子どもがいる」という言い方はされているのですけれども、「支援が必要と判断される子どもがいる」という言い方は、子どもが最初ではないというふうな気がするのです。言葉というのは難しいなとつくづく思うのですけれども、例えば次の段階、次の段階、次の段階に行った段階で判断基準とかという、例えば最後の方に決定機関という形が出てくると思うのですけれども、その決定機関に行く前の、この決定機関は何を指しているのか、ちょっと定かではないところがあるのですけれども、そこまで行くまではちょっととっておいてもいいのかなと。最初からばっちり決めるよりは、行きつ戻りつ、戻りつ行きつしながらの方が整合性がつくのかなというふうには - 今一応仮に決めるのは結構なんですけれども、そういう思いがあるということも踏まえた上で次の段階に進んでいただければいいかと思います。

座長：

どうでしょうか。絞っていくと、「判断」というのを入れるか入れないかということになってきているようなのでしょうか、どうでしょうか。

委員：

私ももちろん、判断するのは行政機関とかそういう意味ではなく、子どもですから、保護者の方がそういうふうに必要なと判断していくんだという両者の意味があって、広く包含しているという意味で発言したので、他の委員の方の意見を伺っていただければと思います。

委員：

「必要とされる」ということに関して、今、子どもが発しているというようなお話があったんですけども、学校現場を考えたときに一番最初に、その子自身に介助が必要というケースと、その子と他の子との関係の中で介助が必要とか、いろいろなケースが出てくると思うのです。だから、必要とされる最初のスタートが個人のケースもあれば、他の子であったり、例えば学校であったりとか、いろいろなケースが出てくると思うのです。だから、そのこのところはもうちょっと大きい視野でとらえていかないと難しいかなと思いつつ今聞いていました。ちょっと気になったので発言しました。

委員：

考えられるのは、今回ここで出ている介助員の設置に関しては、親が希望する場合のことだと思うんですよ。学校が必要とされた場合には、今までもいろいろな形でもう既

におつけになっていらっしゃると思うんです。校内委員会だろうが何だろうが、どういう形かにせよ、例えば障害のあるお子さんの介助というニュアンスではなくても、子どもが荒れてしまったところには学校の支援ボランティアみたいな形で基本的には入れていますよね。それが、公になっているかどうかは知りませんが、親が入れて、要するに介助をしてほしいと申し入れた場合に、何の手当てもないことに対しての設置の件を話していると考えれば、ちょっとまた違ってくるのではないかと思ったので。だから、もちろん、先ほどあったお話の中で学級のその子どものための介助というのと、他の子の安全の保障という意味での介助ということを考えてときに、他の子の安全の保障のために、当事者の親に、おたくのお子さんは介助員をつけるように申し入れてくださいというふうになるのか、それとも、学校の方で用意して、それはクラスに対しての介助員という言葉が適切かどうかわかりませんが、クラスに対しての支援委員として入るのかというのは、今回の介助員設置のお話とはちょっと違うかなというふうに感じているので、そのあたりがちょっと気になったもので。

委員：

これは個人のことだけで考えると、この間の皆さんのお話を聞くと、難聴はだめ、これはだめではなくて、全てと思ったのですけれども、今自分が親として思うと、つけてほしいと。でもこの文章の中に、勝手に学校につけられるのは嫌だということがありましたよね。でも、学校というのは一人がいるのではなく40人ぐらいがいる中で、先生はその運営の中でクラスにおいて必要かどうか。親にしてみると、個人にとって必要かどうかということが違ってくると思うのですけれども、この文章の中の最後の方に、関係者が話し合っただけで持っていくとだめだというように、ただ言葉だけで判断とかそういうことにこだわっていくと前に進んでいけないと思うんですよ。現場の先生方は、その現状の中で何が必要かということが一番把握していらっしゃる方ですし、親は要らないと言っても、運営の中で必要ならば、それはつけていかななくてはならない。学校は要らないと言っても、親がどうしても望むのならば、その思いも達成していかなくてはならないというようなところでは、今ここで判断云々というのがありますが、後々のことから言えば、この「判断」という言葉は必要になってくるのではないかと思いますよ。

座長：

そうですね。いろいろなケースバイケースが出てくるから、シンプルにしておいた方が、今のような御意見も含めて、実際に対応する場合には、最終的には親御さんとの

やりとりの中で決めていっているのが普通ではないでしょうかね。だから、ある程度シンプルにしておいた方がいいということかというと、どうでしょうか。「判断する」ということを入れるか入れないくらいのところでまとめたいと思いますが、「介助が必要とされる児童を対象とする」とするか、「判断」を入れる、入れないくらいのところで文章を考えるとということはどうでしょうか。「判断」の件はどうしましょうか。全部絡めて考えると非常に難しくなってしまいますよね。

委員：

判断して、つけるかつけないかというのは、対象者の中でというよりも、いわゆる介助員制度の設置ができて、その中で必要とされる子どもさんが出てきて、その中で、意見交換会の中でも、保護者と学校側、あと基本的にその子どもさんを客観的に見れる専門家の方もつけてほしいという意見があったと思いますが、その段階で、いわゆる「判断」というか、その言葉がそのときに出てくるような気がするのですね。だから、設置の条件としては「判断」というものが先に出てきてしまうと、また趣旨がちょっと変わってくるというか、クラスにおいて必要なケースとか、いろいろなケースが出てくるというのは、現場の先生方が今おっしゃった中にもたくさんあるというのはわかったのですが、その、たくさんあるケースを、学校と保護者と専門家の方が入った段階で、どういう形で判断して介助員をつけるとか、一定期間こういう形でつけましょうとか、学校の校内体制でできる場合もありますし、そういうところでの「判断」という意味合いでとらえた方が、保護者の立場 - 保護者の立場と言うふうになるんでしょうか、ちょっとあれなんですけれども、そういうところでの判断という意味合いで考えた方がいいのかなという気がするのですけれども。

委員：

門戸は広く開けていただいて、手を挙げやすいような形を考えていただいた方が、せっかくなのでいいものをつくるのであるならば、一番最初の「対象者」で限定されるよりは、門戸は、間口だけはある程度広くしていただけるとありがたいなと思います。

座長：

対象者自体だけのことを考えれば、「介助が必要とされる児童を対象とする」とした方が、対象者のことで考えれば、対象はどういう対象者ですか、その判断をするというのは次の問題になってくるわけだから、というふうに考えて、「介助が必要とされる児童を対象とする」ということではいかがでしょうか。

委員：

私の仕分けの上では、学校というのはさまざまな方法で介助がついていますよねというのとは逆でして、本市以外の区でも経験があるのですが、保護者をお呼びしてお話をし、一緒に悩みながらも、「専門機関にどうでしょうか」という言葉がなかなか言えないんですね。逆に、勝手につけてほしくないという言葉もあるのですが、ただその一言が言えなくて、言うことが非常にプライバシーにかかわるといようにとる方もいらっしゃると思います。学校というのは、学校教育を行っていく上で、お子さんについてよりよい形を模索するために、お呼びすることになるのですけれども、「判断」という言葉の中に「保護者への要請」の趣旨みたいなものを感じるんですよ。保護者が納得してくれるような、公正な第三者のようなものを感じます。ですからぜひ、そんな意図が、つまり学校現場はそういう意図を強く思えてしょうがないのですよ。とにかく保護者と十分に話してともにというのだけれども、最後の言葉が言えずに - 言えたらいいんですがね。お話しして納得してもらっても、腰を上げることにはなかなか時間がかかりますが、でも何とか一緒にやっていって、子どもを専門機関に見せて、一番いい方法を探るといいうことを常に校長は考えてはいるのですが、そこに至るまでに苦労が結構あって、でも、やっていこうということになるのです。そのとき、保護者が理解していただきたいというときの、学校と、もう一つ、専門機関とか市教委とか、そういう意味の判断性が非常に強くて、保護者は「わかりました」と納得してくださればありがたいというふうな趣旨を感じますので、今はどちらでもいいのですけれども、最終的なときには「判断」という言葉は非常に意味のある言葉というふうに私自身は理解しています。

座長：

だから、入れた方がいいと。

委員：

最終的にはですが、今はどちらでもいいと思います。

委員：

確かにおっしゃるように、子どものことを考えれば「判断」という言葉はなくても通じますよね。ストレートだと思うんですよ。それは、子どもそれから保護者の立場に立てば、それでいいことだと思うんです。でも、子どもが生活している場面を考えると、やはり、どうしてもその「判断」という言葉に僕はこだわるんですね。なので、私の意見としてはあった方がよいのではないかと、そういう考えを持っています。

委員：

私も、今でもあってもいいと思っています。

委員：

今日は6項目議論しなくてはいけないということなんですけれども、今「対象者」という一番大事なところで大分議論が進んできたと思うんです。座長さんがおっしゃったように、シンプルにというお話がありましたので、まずは「介助が必要とされる児童」というふうな括りに、ここは、一旦は収束しておいて、次の項目を議論していただいて、また戻ったらいかがかと思います。

座長：

ありがとうございます。一応判断はつけないでというあれなんです。

委員：

いえ、私は、先ほど座長さんがおっしゃった、シンプルに「介助が必要とされる児童」と、そういうことにして、それでまとめてもらいたいという意見です。

座長：

いかがでしょうか。

委員：

この資料の1ページを何度も読んでいますのでけれども、この議論の中身は例えば知的障害、LDとか、そういう部分の、どの範囲までというふうに私は考えて、ずっと来たんですよ。今まとめかかって大変結構なんですけれども、何か先送りするような気がするんですよ。介助が必要、ではどのような障害なんですかと来たときに、だれも答えられませんよね。ですから、介助を必要とする子ども、ではどういう障害の子なのかというのがもとのスタートなんですけれども、その部分がほとんど明確になっていないですよ。そういうことを含めて介助が必要なんだと。それはわかりますよ。でも、その介助のもとの部分、何があって必要なのかという、その何がの部分は何なのかというのが先送りしているような気がして、まあ時間も気になりますけれども、私はちょっとわからないところですね。

座長：

そこら辺のところは、それぞれのお考えが、どこのところまで動いているか。それから御自分の御経験もありますしね。

委員：

ですから、事務局の方の我々委員に対しての、してほしいという視点はその部分だと思うんですよ。介助を必要とする子どもというのは一体どういう子なのかという部分のところを、この中で話し合ってもらいたいというふうに私は理解しているのですけれど

ども、それが皆さん、一人一人違うと思うんですよ。ですから、最初に出たような「全ての障害」ということで、広げたということがまずあって、介助というふうな言葉に変わってきたわけだけけれども、でも、ここで言うどの範囲か。範囲がないのだとすれば全てですよ。その辺がちょっと不明確です。

座長：

狭くしておく、後で困るようなことになるから広げておこうという考えもありますし。

委員：

この間の話、皆様から伺ったときに「障害」という意識が自分の中になかったものですから、本当にいろいろな方がいらっしゃるのだ。実際に寝ながら来なくてはいけなとか、そういうレベルで言うと、みんな介助が必要なんだと本当に思って聞いたわけですよ。ところが、それだけだと、当たり前ですけれども、ここにLDとかADHDとか、クラスの中で、目には見えないけれども大変なお子さんはたくさんいらっしゃいますよね。実際に私は普通の学校を見ていて、そのお子さんを抱えているクラスがどんなに大変かということを見ますと、現場の中で、親御さんは気がつかなくても感じるものがいっぱいあって、介助が必要なんだよという部分と、そういうものを含めると全て、本当に全てをひっくるめての介助なんだなというふうに理解したんです。もう、目に見て、当たり前で介助が必要なのと、わからない部分の必要な介助というのがありますから、そういうものをひっくるめて「全て」というふうに賛成したのですが。

座長：

一方で、「適正就学」という言葉も、こだわるとなかなか難しいことになるのですが、そういう部分もあるわけですよ。そういう中で……。

学務課長：

時間が何分にも進んでおりまして、事務局といたしましては全体の御議論をいただきたいと思ってハラハラしているところですが、先ほど申し上げましたように、市長のマニフェスト、政権公約が、この事業のスタートになっておりまして、その市長の表現の中に、「支援が必要な子ども全体に関われる制度を設けていく」という文言があるんですね。今御議論いただいている「介助を必要とする」という、ある意味では相通じるところがあるかと思うんですよ。私どもが御提案申し上げたときに、具体的な障害の種類云々も含めて議論のしやすいようには御提案させていただいたところですが、今、御議論をいただいている中では、市長が言われている言葉と皆さんの御議論が相通

ずるような部分があるかと思えますね。そこに「判断」が要るかどうかというのは、これから先の御議論があるにしても、「広く」という概念も含めて考えると、まず一つの括りとしては、「介助が必要とされる、する児童」ということで、他の委員からお話があったように、ちょっと仮置きしていただいて、次の議論を含めながら進めていただければ、事務局としては大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

座長：

結構お話も出ておりますので、事務局からのということ、御配慮はよくわかりますが、ということではなくて、「介助が必要とされる児童を対象とする」ということで一応、検討課題の1をまとめるということによろしゅうございますか。最後のところに付帯事項でつけるとかというような方法もあるかと思えますし、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(2) 検討課題2 設置日数・時間数

座長：

なかなか手際が悪くて申しわけありません。私の方で考えていた時間よりもかなりオーバーしておりますが、それでは検討課題2の「設置日数・時間数」について御意見をいただきたいと思えます。条件を設ける、設けない。設ける場合の幾つかが、事務局の方から前回出されて、意見交換では4ページに出ているような形になったわけです。これも、検討課題の1のようなことになりそうなところがあるんですよね。特に上限を設けないということでやりましょうというような方向になると、そこでまたいろいろ出てくるのですが、どうでしょうか。

まず、原則的にはこうだよというような御意見を出していただければ話が進むと思いますが。

委員：

基本的に当事者側の意見としてみたら、やはり上限を設けないという形でしか言えないのですね。何時間とか何日とか言って、ここで限定したものができてしまうのでは、先ほどの検討課題1と同じような、これから進んでいく部分と同じように、まずは上限を設けないという形で設定していただく。その中で行政の方が予算要求した中で決めていただくという形でないと、私個人として、委員として言えるのは、やはり上限を設け

ないで、全ての子どもたちがよりよい教育生活を送るためにというふうにしかちょっと
言えません。

学校教育部長：

上限を設ける設けないという、言葉で言えばこれでおしまいなんです、上限を設ける
というのは行政がお手伝いをするという、あくまでも主体は保護者であったり、今ま
でやっていただいたボランティアの方々も一緒に加わって、行政もそこでお手伝いして
いくという趣旨で上限を設けたわけです。当然、上限があるということは、仮に選択1
の40とした場合は、残りの160については何らかの、保護者なりボランティアの方
がやらなければいけない。そういう関係で、上限があるなし。

もう1点は、財政のお話でしたが、まさにそのとおりだと思います。財政的
には上限をなくして、いわゆる青天井というのは、他の支援の関係から見てもちょっと
あり得ないのかな。障害児の介助員だけが100%青天井でやるというのは、今の御時
世の中では現実問題としては非常に難しいのかなと。

それと、こういう制度というのは他市とのバランスというのもございます。そういう
意味では、青天井の中で上限なくして実施しているのは非常に現実離れしているとい
うことなので、審議会の中の御意見としていただけるかどうかは別としまして、やはり財
政の件とかそういうものを考慮した中で努力してもらいたいというのが一般的なのかな
と。こちらの都合で申しわけないのですが、そんな感じはいたします。

座長：

いかがでしょうか。事務局の方からそういうお話も出ていますが。

委員：

前回質問したのもそこだったんですけれども、青天井はあり得ないと言われちゃうと、
ではどうしたらいいんですかとなくなっちゃうのですけれども、やはりそういうところに、
これだけ100%、他にも福祉の問題とかいろいろなところでやらなくてはいけない部
分があるのでしょうかけれども、気持ちとしては、私などは例えば2分の1でも3分の1
でも40日でもいいですけれども、100日来た方に対してと、そうではない方に対し
ての違いとかそういうところの説明とか、そういうのは難しいですね。こちらの方は
有料ですけれども、あなたはボランティアですよとなっちゃうのか。200日なら20
0日の分のボランティアさん、介助の方を見つけておいて、全部の方に、本当に申しわ
けないけれども、気持ちぐらいのお金を分けて出すのかとか、そういう方法とかそうい
うところの探り合いはないのかなと思うのですね。

人を雇うとなると、その人の、何て少ないのというのがあるんですね。保険とか勤務時間中の。だから、この方は有料で、こちらは有料ではなくて、ここはお父さん、お母さんだよということだと、人数的には全部確保しながらも、申しわけないのですけれども、額はぐっと下がっちゃうとか。200の割り方も違うわけじゃないですか。そういうあたりも検討していただければいいのかなと思うのですけれども。その辺は、お金のこと、予算のことはよくわからないので。

座長：

そうなんです。運営になると、今おっしゃるようなことがあって、現実に私、夕べ、大学に置いてきた学生が実際にそういうことをやっていて、非常に困っていると。他の人とのバランスの問題。でもこれはあくまでも運営上の問題ですから、こちらは基本的にどういうふうを考えるか。

それから、青天井というお話が出ましたが、この様なものが青天井で出たら、常識的でない判断になってしまうのではないかというあたりは、良識ある委員の皆さん方のお知恵をかりて、どこかにそういう文言を入れるとかというような工夫の中で、ちょっと私が余り言い過ぎちゃうとまずいのですが、判断していただいて、ここはこことして、それで最後のところに行って、まとめる段階で御判断していただけたらありがたいと思いますが。

委員：

前回いただいた26市の介助員の設置状況を見ますと、まず私の発想は、保護者の負担額はどうかと見ますと、ついているところでは負担額が無償になっているんですね。ということは、恐らく話し合いの中で公助ということになるのは当然だとして考えてみれば、予算の枠が非常に逼迫しているということであるので、まとめ方としては、上限はないにしても、対象児童の状況により判断するという国分寺市、国立市のようなものがなければ、これは上限を設けないという枠だけで、果たして予算の確保などは非常に難しくなっているわけですから、それを利用できる人と利用できない人はどうなるのかなということなどもありますので、こういう文言でまとめる以外にないのかなというふうに思います。意見として申し上げました。

座長：

どうでしょうか。今のような趣旨を生かした形で……。今のというのは、今までに出た御意見を勘案して。

委員：

お金の話になってしまうと、限られた財源という形がまずあるわけですね。それを、多くの希望する子どもに有効に使ってもらおうとすると、青天井はあり得ないと言われてしまうと、何らかの比率で公の部分で負担する部分、あるいは保護者にも負担をしてもらう部分というふうに決めていかざるを得ないのが現実なんだろうと思うのですよね。ただ、予算の総額との関係で、そういう負担はどのような状況になるのかわからないのですけれども、保護者の負担がゼロということは、予算内で使えている間はどんどん使っていて、はい、ここで終わりですよというわけにもいかないものなんだろうと思うのです。ですからそこには一定の比率のルールをつくらざるを得ないのが現実なのかなどというふうに思います。

座長：

そういうふうになると、どういう形で線引きをして文章にするか。

委員：

質問に近い形になるかと思うのですけれども、マニフェストをもう一回読んでみると、財源のところこういう形で、介助員の体制によって異なりますと書いてあって、市民団体の試算によれば年間3,000万円から5,000万円の財源が必要とされていますというふうに、公約の中にはこういうふうに、財源の金額というか試算という形で載せられています。私は基本的に、この検討懇談会というのは、予算のことまでを考えながら、たしか、前のときに予算のことは行政がという形で、その理念の部分を話し合っていくことが基本的に大事だというふうな受けとめ方をしていたので、予算絡みで行政の方から予算がというふうに言われてしまうと、その理念の部分が当然狭まってくるわけですし、理念としては上限を設けない、すべての子どもたちに不公平なく満遍なくしてあげるということであれば、上限を設けないという理念に到達するのではないかと思うのですけれども。

市長の公約の中に入っている、いわゆる財源という形でここに唯一数字が書かれているそのもの自体も頭に入れながら考えていかなければいけないということなんでしょうか。それとは全く関係なくというか、設置時間とか日数とか当然公費負担になるか、「公助・自助・共助」という市長の持論というか、そういうものがまた、以前、市長交渉したときにそういう形で市長から提言されたことがあったのですが、そのことも含めて、設置日数とか時間数だけでなく、公助負担、自助負担ということがその方にも絡んでくるわけで、時間数・設置日数の上限を設けなかった場合に、では何日というふうにつきちゃんと決めなくてはいけないということなんでしょうか。この報告書の中に、そういう文

言をつけなくてはいけないということなんですか。

座長：

その辺は事務局としてはどうなのでしょう。

学務課長：

今、予算の話まで出ておりますが、前段で委員がおっしゃっていただいたように、予算についてはまた後ほどというようなお話も座長の方からありました。だからまず、前提の理念的なことをお話しいただいてということになるかなとは思いますが。

学校教育部長：

やはり現実問題として、高い理想というのは確かに結構だと思っておりますが、現状を踏まえた中で実現可能なというのでしょうか、持続可能な提言が、私どもとすれば一番欲しい提言でありまして、ここが上限があるかどうかということが一番ポイントになるかと思っております。ですから、先ほど冒頭申し上げましたように、200というのはいわゆる100%ですね。100%全ての日数についてというのは非常に難しいであろうと。したがって、先ほど申し上げたような形での御提言が一番現実に近いというか、提言ではなからうかなと思っておりますけれども。

基本的な御提言ということですので、必ずしも2分の1とか3分の1とかということではなくて、行政は一定程度努力すると。上限は設けても、その中で努力するとかという抽象的な表現でも私どもは一向に構いませんけれども。

委員：

それは反対に、敢えて「上限を設定する」という言葉を入れる必要はないというふうにも解釈していいわけですか。「青天井」という言葉も使えないだろうから。ここで敢えて「上限は設ける」という言葉を入れてほしいのかどうか、入れなければならないのか。「できる限り努力する」という言葉と、でも「上限は設定する」という言葉はちょっと違うような気がするので、そこら辺を伺いたいのですが。

学校教育部長：

上限を設定する、しないということまで具体的に、一定程度現実的なというお話になると、やはり提言の中で上限は設定しないと解釈するのが一般的なのかなと思うのですよね。上限を設定しなれば、それでもうすべて終わってしまうわけですよね。100%設置しなさいということですから。ですから、行政の財政状況等を勘案する中で、あるいは他市のサービス水準等、表現はともかくとして、そういうものを勘案した中で努力を求めるといようなことであれば、当然、行政とすれば、少なくとも最低で

はないし、100%設置するということについては難しいけれども、それになるべく近づけるという解釈をする。要するに、基本的な方針ですので、そのあたりでいいかなと思うのですけれどもね。

委員：

基本的な方針ということでとらえてよろしいわけですね。

学校教育部長：

はい。

委員：

そうした場合、これは提言なわけだから、ここで制度の文言を決めるわけではないわけですよ。その場合には、頑張っていたきたいという気持ちも含めて、できる限り努力をするというニュアンス。「上限」という言葉を使わないでいただきたいという提案をさせていただきたいと思います。別に後ろでムチを振るわけではないのですが、頑張っていたきたいのは山々なので。なおかつ提言の中に「上限」という言葉を入れてしまうと、どうしても小さくなってしまったり、安易に流れてしまうのは委員としては嫌なので。この件に関しては多分、判断の段階のところまでいくと思うのですよ。要らない時間まで介助をつける必要はないわけですから。その子にとって余計なお世話になる場合もあるので。そういうところも含めて出てくることではないかと思うので、「上限」という言葉は入れずに、「できる限り努力する」とかという、そのあたりのニュアンスを入れた上で考えていかればいいかなと思います。2分の1だとかいう方が実際にはわかりやすいのは確かだと思うんですよ。でも、できる限り2分の1ではなくて、2分の1といったら絶対2分の1ですから。基本的にはそういうことになると思うので、そういう言葉を入れるよりは、できる限りというものをに入れていただく。できたら「上限」という言葉は外していただきたい。もちろん、青天井ができない以上……、別に青天井と言っているつもりはないのですけれどもね。

委員：

懇談会として限りなく市の財源に限界があるということのお話を伺っていると、その中で「対象となる児童の方の必要とする日数に応じていく」と、そういうふうな表現にしていっていいのではないかなと。といいますのは、私たちは委員として選出されて意見を出していくわけですよ。そこに実現可能な意見として提言していく必要があると思うのです。ですから、理想に近いものを述べることも必要ですけれども、実現可能なところで、このところを努力目標として頑張らまじょうと、そういった表現で意見

をしていく責任があると、そのように感じています。

座長：

そうすると、文言の問題になってきますね。簡単に言えば、年間授業日数のすべてをやってほしいということではあるが、現実の問題になると、普通に考えると、授業時間のときには必ずついていた方がいいというふうに思うのですが、そうではなくて、かえって入学式の時についていないと困るんだよと。後で行事の問題が出てきますが。むしろ、ふだんの授業のときにはうまくカバーできる時だってあるんだからというような言葉が具体的にはどうやら実施をしている場面ではあるようですね。だから、そこまで言い出したら書きようがありませんから、そういうことも含めて「上限」という言葉は使わないでという御意見も出ました。何かいい言葉はないんでしょうかね。後で運営をするときにもうまくいくように。それから予算を獲得するときにも、ちゃんとそういうことも配慮した委員さん方の文言であると。その方が多分、事務局は予算折衝のときにいいんだろうと思いますね。ちょっと余分なことを言いました。

委員：

私も、今の委員の意見に基本的に賛成です。必要とする日数というのは、その子の状況によって、どういう場面で必要かというのは変わるんですね。ですから一律に全部200日とか100日とかというふうにならない場合が多いわけなんです。そのような事情を考えたときに文言としては「介助員は対象とする児童の必要とする日数を設置する」でいいのではないのでしょうか。その必要とする日数というのはそれぞれ違うので、それが大事な一人一人を対象にしていますよという意味合いになるのではないかと思います。いかがでしょうか。

座長：

「介助員は対象とする児童の必要とする日数を設置する」と書いていただいたのですが。提案になっていますので、提案してくださった委員の御意見も入れながら直していただく。それから他の委員の方。それでも、いやー、全然違う発想だよということも結構ですけれども。

委員：

基本的には賛成なんですけれども、予算のことは今置いていいという話ですから、私はこういうふうずっと考えていたんです。日数が問題になるのかなと思うのです。1年生は例えば8時半から12時半で終わるわけですよ。6年生は8時半から3時半まで拘束されるわけですよ。そこの3時間分というものを年間200で計算するとどうい

うふうになるんだろうかなとか、そういうことを前の表ですずっと考えていました。だから金額は薄くても厚くなった方がいいなとずっと思っていたんですね。ですから日数を設置するというのは、そういう意味合いも含めて私などは、お金が限られているというのはわかっていますから。あとは事務局が考えることですが、8時半から12時まで来たのも一日拘束になるのか、時間でやってもらえるのかとかいうのでトータルして、人数が集まれば相当額が違ってくると思うんです。ですから、基本的には日数などは時数で考えていましたから、そうした方が、介助の方の金額は少なくとも厚くなるのかなという感じがしています。日数はそういう意味合いを含んでくれれば。

座長：

時数ですね。

委員：

1年生と6年生では必要とする時間が違うのです。その必要とする時間の差を年間で計算すると相当な額になるのではないかなというふうには思っています。だから日数でいいでしょう。

座長：

具体的なことになると、今の御発言のようなんですね。これも余分なことなんですが、低学年のときの方が介助員がつく方が多くて、先ほどその逆もあるとおっしゃっていたのですが、そういうこともあるんだけれども、そういう状況になるときは固定の方に移るんではないかというような話も聞きました。したがって、具体的に言うと時数計算で何とかこぎつけているという、具体的な学校場面もあるようです。では、この文言のままです……。

委員：

「介助員の設置は対象児童が必要とする日数とする」ではどうでしょうか。

座長：

「介助員の設置は対象児童が必要とする日数とする」。これを原案の形で考えていくと。

委員：

疑問があったのですが、上限を設けないという意味合いなんですが、現実に今本校に日本語の指導の先生がみえています。1日2時間で40時間が基本なんですね。時数なんですが、1月2時間ずつやるか、あるいは2月1時間ずつやるかと。つまり期間が延びることもあるんですね。逆に、決定機関が判断した必要人数と期間とは反比例します

よね。つまり上限を設けないということは、そのときに決定機関が判断したお子さんすべてにつけることを意味するのですね。そのことは予算的に絶対に難しいですよ。ですから、私としては、決定機関で判断するときにニーズの高さの順位性がつくのだと思うんですよ。そうすると、予算は当然絡んでくるし、予算の枠に限度がありますよね。そうすると、設ける、設けないにしろ、「上限」という言葉の妥当性が怪しくなってくると思うんですよ。他の言い方を今工夫していますけれども。ですから本当に市が、決定機関が判断したお子さんすべてにつけることが可能ならば非常にうれしいのですけれども、そこには何らかの判断基準があると思いますね。そうすると期間と人数とのバランスみたいなこともあるし、当然、予算が裏で見えてくることになるので、予算というのは公的予算と保護者の負担と、また新たな予算のときに考えればいいのですけれども、そういう賄いも含めながらも、全ての必要なお子さんにつけることなんて難しさもあるので、やはり「上限」という言葉は言いかえた方が絶対にいいし、なおかつ、対象児童が必要とする。

改善が見られることもあると思うんですよ。なぜ日本語は1月かということ、一期間で進歩があるだろうということで一期間あるのですね。また実態を見ながら要請、申請をして、二つ目のクール、期間の延長も審議するのですけれども、というふうな形ですると、これについて改善が見られる場合もあると思うので、そういう意味では、「無限に上限を設けない」ということは絶対に現実的にはあり得ないことだというふうに思いますけれども。

座長：

そうすると文言的にはこれでということととらえてよろしいですか。

副座長：

「する」という場合には非常に能動的なところがあるので、「する」ということになると、ある程度の制約が多少入ってくるのではないかと思います。

座長：

いかがでしょうか、一応こういう文言で設置日数・時間数の検討課題はこれでよろしゅうございますか。事務局で何かありますか。

学務課長：

今、副座長がおっしゃっていただいた助詞の使い方が若干違うのですが、どういたしましょうか。もしあれだったら統一されますか。

副座長：

いや、統一しない方が。行政的な判断の。

学務課長：

では、もしもよろしければもう一度、検討課題2の文言を座長の方で御確認いただきたい。

座長：

「介助員の設置は、対象児童が必要とする日数とする。」「児童が必要とする日数とする」ということで、「する、する」となっているところはちょっとありますがね。

学校教育部長：

確認なんですが、その場合、200日必要とすれば200日という理解でよろしいのでしょうかね。

座長：

そうですね。そういうことも含んでいるわけですよ。

学校教育部長：

中身からすれば上限は設けないと。

座長：

でも、「上限を設けない」という言葉よりは、こちらの方がずっとね。本当は後退していないのだけれども。

委員：

私たち現場でやっていると、「上限を設けない」という言葉を使わなくても、おのずと、その必要とされる日数というのは出てくるわけなんです。ですから、上限、上限と言っていると、まるでこれしかやらないよという印象を受けますけれども、その子の必要とされる日数というのはおのずと決まるんですよ。オールデーの場合も子も、もしかしたら、いるかもしれませんが、オールデーの子は余り多くはないということもあるわけなんです。それが一つ一つのケースということに - 私が先ほど言った話なんですけれども、御理解いただけますでしょうか。

学校教育部長：

学校の現場としてはそういう考え方というのでしょうか、現実的にはそうなるよというお話なんですが、文章の表現を一般的に解釈すると、必要であれば幾らでも介助員は設置しますよという文言に一般論としては受けとめられるのかな。要はこの手続の後、要綱等にまとめていかなければならない。そのときに、この表現を使えば、一般論とすれば365日必要な子どもについては介助員をすべてつけますという解釈になりますね。

これは事務的な話になってしまうのですが、必要とすると。例えば、仮に上限というお話があるとすれば、ただし何日を上限とするという形に、要綱としてはなるんですね。これを最終的な制度とした場合。調布市あたりが年105日以内で学校が定めるということなんですが、恐らくおっしゃったようなことで上限はあくまでもここまでですよ。この範囲で必要に応じて設置していくということになっていくのかなと思うんですね。

座長：

その105という数字がどういうところから出てきたのかね。

委員：

そうすると、予算に合わせて必要に応じて設定するという。要綱をつくる際、その中に「予算に合わせて必要に応じて」というような文言を書くということになるということですか。

学校教育部長：

一般的にそういうケースがあります。「予算の範囲内で」という言葉を使っていますね。ですから、仮に1,000万円とした場合、1,000万円の範囲で100日とか何日とか、こんな形で制度はスタートしていく。

学務課長：

事務連絡でございますが、4時の時間に近いのですが、この場合は4時までとっております、この後に他の会を設定しておるのですが、他の会と交渉して、このまま延長という話にしましょうか。それとも……。ただ、日程調整の関係からするとなかなかきついものがありまして、できればもう、ある程度急いでいただいて、今回おまとめいただきたいのですが。予算がこの後にありまして、御議論を踏まえまして予算計上の方に。あと30分延長して、お決めいただくことは難しいですか。

座長：

こちらの予定だと、そうですね。でもちょっと、かなり大事なところですから、あとははしよれるかどうかという問題がありますけれども。

委員：

検討課題2の5で詰まっているみたいですが、検討2の5については、ここにいるメンバーは、当然先ほどの話の流れから、予算の制約はあるというのはもう前提で話しているのではないですか。ですから私はそれでいいと思います。だから30分延ばしてでも先に進んだ方がいいかなと思います。

委員：

この文章のところは、我々のところでは予算の範囲内というお話になっています。最初、座長がおっしゃっていた、報告書にまとめる、その付帯条件というか付帯意見として、そういう「厳しい財政状況を鑑みて総合的に判断して実施に臨むよう希望する」という形で、全ての項目をその文章で押さえるというような感じではいかがなんでしょうか。

座長：

正直に申しますと、最後のところはそういうものを付けなければ、まずいのではないかとこのふうには思っておるんですよ。

それでは、委員の方の御予定もあると思いますし、30分ぐらいなら延長できる。

学務課長：

次の会に交渉しまして30分延長させていただくという話をいたしますので、ぜひともよろしく願います。

座長：

ということで、今御意見もありまして、付帯事項のようなことはまた考えるとして、取りあえず、この検討事項2の文言は一応これでよろしいということで、検討課題3に移らせていただきます。

(3) 検討課題3 設置範囲

座長：

5ページですね。「設置範囲」です。これも同じようなことになるわけですね。これも運営面と絡めて考えると、やはり文言が難しくなってしまうものではあるわけです。

それでは、能率を上げる意味でたたき台を出していただくとありがたいのですが。

委員：

私の中で結論的な言葉を申し上げたいのですけれども、最後に付帯事項が付くということ念頭に置いてなんですけれども、検討課題2の場合と同じように、「対象児童が学校生活で必要とする範囲において設置する」というようなことでしたらどうかと思うのですけれども。

座長：

「学校生活」というのは校外も含めて。

委員：

校内、校外、行事、全部含みますね。

座長：

文言の具体的なものを出していただけたらと申したらば、今こういう形での提案がありました。「対象児童が学校生活で必要とする範囲において設置する」。

委員：

そこにもし入れるのだったら、「介助員を」。ただ、これはもう介助員ということですので。

座長：

補強していただくとか、あるいはちょっとというところがあったらどうぞ。もっと全然違う文言があれば、おっしゃっていただいても結構です。

委員：

現実的にここに出ている文言から言いますと、選択1 - 1と2 - 1だけが該当するというふうに考えます。3番の宿泊は、移動教室等は校内で教員がプラス1行きますので、そこで可能ですので、介助員の方が宿泊までしてというようなことは現実には余り必要ないような気がいたします。ただし、校内と校外活動は通常ですので、両方とも1なんですけれども、やはりお願いできればということで、ある意味、範囲が明確になるような気がしますけれども。

座長：

この文言でいいと。

委員：

文言ではなくて範囲のことですね。文言はあれでいいと思うんですよ。

座長：

事務局が前回出していただいた校内行事の選択1 - 1と校外活動の2 - 1ということですか。

委員：

そうですね。

座長：

内容的にはそういう意味合いであると。

委員：

3は、現実に学校で、もちろんお願いできればありがたいですけれども、移動教室については通常学級の方、身障もありますので身障も二泊三日で行っていますので余計思

うのですが、実際に子どもの指導等は校内的に可能な気がしておりますので、そう言ったんですけれども。

委員：

私は逆に不安ですから、3 - 1も。そういう細かいところまでできるのだったら、身障設置校のプロフェッショナルの先生方とプラス1行くと言っても、それは80人、90人見ていくためのプラス1ですから、3 - 1を外すという意見には私は賛成しかねますけれども。

委員：

あくまでも予算関係ですから、実際に行ってくださいればそれは絶対にいいことです。

座長：

それに職員構成の問題もありますよね。

そうすると、文言どおりにしておいた方がいいということですね。

委員：

質問してもいいですか。肢体不自由児がいる学校の場合には現在は介助員も一緒に宿泊をとということの事例はあるのでしょうか。事務局の方では把握していますか。通常学級の宿泊に介助員が参加している事例はありますか。

学務課長：

心身障害学級は、あります。

座長：

そうすると、委員の方からお話が出たことも含めて考えると、1番だけに文言はしておくということでもよろしいでしょうか。「対象児童が学校生活で必要とする範囲で設置する」と。これでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(4) 検討課題4 介助員の確保

座長：

それでは、そういうことで次に移らせていただきます。検討課題4の「介助員の確保」です。

これも先ほどのように、文言で提案していただけると。具体的に運営しているところではどの辺のあたりが一番うまくいくのでしょうか。

委員：

募集に関しては役所が中心になってやってくれば、圧倒的に早く集まるのではないかなという想像はしています。個人の力や学校などもやっているのですけれども、市の名前のもとにこういう人をこういう条件で、こういうふうに募集していますというのをパンと出すのと、個人個人がやるのでは、もう雲泥の差ではないかなという気がしています。ただ、親は何もやらなくていい、学校は何もやらなくていいということではないですよ。

座長：

12月ごろからそういう広報が役所から出て……。

学校教育部長：

今まで、過去の陳情、請願等を伺っていても、募集が一番骨を折るといいますが、苦労するとお話を伺っていますし、各学校の校長先生方のお話を伺っても、やはり募集がネックだということはあるので、市としては行政の責任において募集、あと受付と、このあたりまでは行政は行政で行い、学校とか保護者のそれぞれの責任において行うということで、私どもは募集、受付は覚悟しているといいますが、やるつもりではあります。

座長：

というようなことも含めて。

委員：

募集、受付、配置。要するに、これだけ募集しました。A小学校で何人必要です、B小学校で何人。ですから、これだけの方はどうですかというところをやっていただかないと。

座長：

市の広報その他で公募をする。それでその形をとって、では誰々はいいいから推薦するというと、役所の方で、では応じてくださいというような形で公募の形の中に入れておいて、採用のときに情実ではなくて配慮をしてやってくれるということが、私が関わった学生についてはそういうケースが多かったですがね。それが参考になるかどうかわかりませんが。

今、部長さんがおっしゃったようなことを文言にするとすれば、どういうふうになりましょうかね。

委員：

選択2が該当するのではないのでしょうか。コーディネートの部分も入れて市教委の方で行い。でも保護者の方でも、この人をという駒もありますので、それも入れて対象者とするというのはいかがでしょうか。

座長：

具体的に出ましたのは、選択2を今文言として提案していただきました。

委員：

ですから、保護者も、探した方を市教委の方へ公募するという意味で、人づてで人探しをしていただくとありがたいですね。それは責任ではなくて、多くの目でもって、足でという意味合いでは、保護者の方もあわせて、もちろん学校もやりますよ。まとめ口が市教委になればいいのですからね。

座長：

それで、公平という原則にもなる。

では、文言としては介助員の確保については7ページの選択2ということで進めさせていただきます。

学校教育部長：

先ほどのお話は予算の関係で全体的に予算の範囲内ということだったのですが、コーディネートというのは行政でやるのは非常に難しい。先日4日の御意見の中で、右側の真ん中の行、「新たな選択肢として、募集と登録受付は、市教委が行う。コーディネートは、現実的には、親がやることになるのではないか。8：30から始まる市役所がコーディネートを行うのは現実的に難しいと思う」と。これはまさにそのとおりだと思います。

それと、コーディネートというのは、お見合いというのでしょうか。その児童とボランティアの方が直接お会いして、どの時間にこのボランティアなり介助員が、このお子さんのために費やせるか、その調整をしなければいけないわけですので、それは行政では難しいと思います。かなり現実離れした提案かなと思います。先ほどお話ししたように、募集を行い、受付を行い、例えば田無小なら田無小の児童のために、Aさん、Bさん、Cさんの募集がありました。受付をします。この方の介助員の都合のいい時間もお聞きします。そこで学校へお渡しして、ではいついつはだれだれさんに、その部分は学校でないと、現実には役所が入ることは難しいかと思います。

それから、ドタキャンという話がある上にあります。当日になってドタキャンがあった場合、行政では対応できないのかな。

ですから、総括的に、行政のできる範囲でということまではそれはそれでいいかと思うのですが、この部分に関しては恐らく行政は、したとしても、非常に現実離れた提案になってしまうのかな。

座長：

学校場面で考えると、今のお話はどうでしょうか。

委員：

学校の現場からすると、受付、登録して、そしてこういう人がいますよというのを学校に紹介していただいて、学校では、その方と面接して保護者とも会って、ではやりましょうと、そこまでやってくれることをコーディネートと考えているんですね。その次、もうその人は学校の介助員ですので、学校の側で保護者と連絡をとりながら、当日のキャンセルなり、次はどうなんだろうということをするんです。そういうイメージでいる。

学校教育部長：

コーディネートという言葉が余りにも抽象的過ぎるものですから、御紹介までは、ボランティアを募集して登録して、どこどこの学校へどなたが関わられる、そこまでは行政側でできると思うんですね。

委員：

では言葉としては、適切な言葉は。

委員：

今意見を出されたとおり、「コーディネート」という言葉を外して、具体的な言葉でやることで示した方がわかりいいのではないかなと。ただ、ここで使っているコーディネートの定義は、ここでの説明で使えるのかもしれませんが、学校側にとってコーディネートしてもらうこと、保護者としてコーディネートしてもらうこと、役所がコーディネートすること、そこのところはコーディネートの意味で何をしてくれることなのということがわからなくなりますから、具体的な行動として分かるように説明した方がよろしいかと思うのですけれども。ですから、今のお話を続けていただくと具体的な文章が出てくるのではないかなと感じます。

委員：

紹介派遣。

委員：

紹介派遣がいいですね。今、おっしゃったようなことで学校は対応していますので、

もう本人と連絡し合いますので、その後も、紹介してくだされば、もういいかと思いません。

(傍聴席で発言する者あり)

座長：

それでは、検討課題4の「介助員の確保」で、選択2の「コーディネート」のところが「紹介派遣」ということで。したがって、それを変えると、介助員の「募集」「登録受付」「紹介派遣」は主として教育委員会が行い、「募集」については保護者も行うと。それで、運営していく部分というのは、予想されるのは学校とその方との問題であろう。当然、保護者に了解をとるとかそういうことはあるでしょうが、そういう形になっていくということでもいいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(5) 検討課題5 決定機関

座長：

検討課題5の「決定機関」について。選択1が、市教育委員会事務局が決定機関を設置する。選択2が、必要ない。それから前回の御意見が出ております。

委員：

今までの中からすれば、まだ確定できないことだとか不確定なことがたくさんあるわけですから、そういうことをちゃんと、この後もちゃんと追跡して調査したり確認したり適正な形に変更したりする、きちんとした窓口なり方法がないと難しかりょうと思うんですね。例えば介助員にしても、ある学校に行った介助員は進んでできるけれども、別の学校では介助員とうまくいかなかったとか、いろいろなことが発生する可能性があります。そのときに、全部当該校で処理できるとはとても思えませんので、やはり何らかの機関が、必要な機関はあった方がいいと思います。なくなればそれはいいのですが、当面はあった方がいい。

座長：

その決定機関は教育委員会事務局。文言的に言うと、選択1を原案にするとすれば、どうでしょうか。選択1の言葉でよろしいですか。構成メンバー等については特に入れないでおいても。これは事務局内に決定機関を設置する。その辺はどうなんですか。

委員：

細かいところはよくわからないのですけれども、例えば、スキップ教室というものがありますね。スキップ教室だとか、そういう学校教育を支えてもらっている機関がありますけれども、そういうところの設置要綱とか何かを参考にして、細かい文言を考えていただいたらいかがなんでしょうか。

座長：

その辺は、前回これをお出しになったときにはどういう含みというか。

学務課長：

事務局の方で想定しておりましたのは、どうしても他市の例を参考にして我々は研究してまいりました。具体的には練馬区あたりが一つの大きなモデルなんですけど、それが教育委員会内に設定しております、当然教育委員会の方が学校と校長との連絡の中で、こういう機関を設定しているという話がありました。そこをモデルにいたしました。

座長：

構成メンバー等は。

学務課長：

構成メンバーは、当該課長、それから、うちで言うと相談課長、学務課長、指導課長。それから学校の関係がありますので統括指導主事も参加いたしまして、そういうメンバーで行うという形を想定しておりました。

座長：

そういうことならば、こういう文言でもよろしいですか。

委員：

できれば、この先のことを考えると、最終的にはそこということになるのだらうと思うのですけれども、この手前の段階で各、例えば親なりが申し出をした場合に、流れるに言うと、それをまず学校で受けていただくということが出てきますよね。そのときに、校内委員会というものが、できているのが学校では今3校あるとかというお話もあったりとかしているの、追いついてそういうふうな形で、そこで受けて、どういう形でというところまで、ある程度めどというか、そこで判断するわけではないにしても、それから上に上げるとかという言い方は変なんですけれども、上に上げるよりも来てもらうにしても何にしても、そういうやり方をこの先のことを考えると、踏まえてやっていただくと校内委員会というのですか、わからないのですけれども、いいのかなと。

まず、学校の中でお話し合いは当然されるわけですから、先ほど来、必要とする時間だとか、どこにどれだけ、その子の授業時間数とかそういうものも含めて、そこで考え

た上で、多分募集・登録・紹介してくれるところに、このあたりの人を欲しいと。要するにたくさん動ける人がほしいとかいうことも含めて出していくわけですので、その流れで、余り会議をたくさんすると時間がかかってすぐできなかつたりするといけないことを含めて、簡素にというか、すぐにできるスピーディーな形で、出したら最後すぐに帰ってくるぐらいの形で行っていただくとありがたいなと。最終決定機関が1カ月に1回しか開かれなとかとされると困ってしまうので、必要に応じてという形で開いていただくと。

座長：

ということを含めて、決定機関を教育委員会事務局に設置するという選択1でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(6) 検討課題6 費用負担

座長：

では、最後の検討課題6の「費用負担」について。それで、もう一つ付帯事項のようなものを付けたいということもありますので。

この前の、市民の方の御意見等を入れると、最後の「自助・共助・公助」という考えは必要ない。必要ないという言い方はともかくとして、公費で、要するに保護者は負担しないという、前回の流れはそういうことになっているようですが、いかがでしょうか。文言的にどなたか御提案をいただきたいと思います。

学校教育部長：

受益者負担、これは受益者負担金のような形で受けとめていただいても結構かと思うのですが、教育委員会としては教育の分野に受益者負担金というものが果たして当てはまるかどうか。そこは非常に慎重に対応していきたいと思っています。あえて、この受益者負担について選択肢2の中で、謝金について自助の部分として保護者が負担。これをお示しいたしましたのは、実は行政全般について現在受益者負担制度のあり方を市長部局で全面的に見直ししております。教育委員会としては、先ほど申し上げたような立場といいますが、考え方ではありますが、これは市全体のバランスの問題で市長部局が検討しておりますので、そういうことで、教育にも受益者負担があってはいいのではないかという意見が場合によっては出るのかなということで提示させていただいたのですが、

委員会としては、ここの部分で受益者負担金をいただくということではなくて、むしろ、先ほど上限のお話でしたが、あの部分で自助というのでしょうか、その部分を担っていただければという考え方はございます。

座長：

文言的に言うと、望ましい文言が事務局の方であれば。

学務課長：

他市の例を見ますと無償ですよね。ですから、制度を今検討されていますから、制度内はということにもなるのでしょうかけれども、「無償が望ましい」というふうにもなるのかなという気がしますけれども。すいません、敢えて事務局の方で言って恐縮ですが。

座長：

そうすると、ちょっとおっしゃっていただけたら。

学務課長：

「無償が望ましい」。

座長：

「無償」だけ。何も書かない。

学務課長：

部長が今申し上げた、いろいろなことはありましようけれども、今御議論をいただいているのは制度の御議論ですよね。他市の例も無償であるし、義務教育の中で負担分があること自体がいろいろ問題はあろうかと。

座長：

介助員の費用については無償とする。

委員：

無償とするというのは、何が無償なのかが明確に伝わらないので、今の意見を受けますと、要するに保護者負担は無償とすることだと思いのですね。お金はかかるわけです。無償ではありません。ということは、介助員には何らかの謝礼というか、その費用はかかるということですね。

座長：

要するに保護者は負担しないという言葉が書かれればいいわけですね。

委員：

「介助員の費用については保護者の負担としない」というふうな形ではだめですか。それで市教育委員会の負担とするというふうな形になるんですか。「保護者の負担とし

ない」と書くか、「行政の負担とする」というふうにするか。

委員：

こんなことはあり得ないことかもしれないのですが、文言でいくとすれば、例えば、ある保護者の方が自分のお金でもいいから、このときにこういう人をこういうふうにつけたいんだと言ったときには、それは認められるんですよね。それもだめという枠組みになるんですか。あり得るかどうかわかりませんが。

座長：

あり得ますね。

委員：

今やっているのは、公的な介助員の設置については無償とするとかという話で、それにプラスして保護者の方が自発的になさりたいというときには、また違うときの話の方がいいのではないのでしょうか。

委員：

それがわかっていればいいのですが、全体にかかわるかどうかについて聞いたかったです。

座長：

介助員の費用については保護者の負担としない。

委員：

言葉がこなれていないような感じがするので、他市の様子とか比べていただいて、この趣旨を反映した、いい言葉を探していただきたいと思います。

座長：

ということで、今日のところはそういうふうにしておいて、次に会議録と一緒に配っていただくときには字句を考えて出すと。

学務課長：

今、(1)から(6) 個別の検討は終わったというふうに認識してよろしいですか。今の御議論で委員の方から言っていただいたことにつきましては、恐らく全般的な部分、(1)から(6)すべてに言える部分があるかもしれません。急遽、急いでいたもので、助詞の問題だとか、てにをはの問題など統一的でない部分が見受けられておりますので、その辺は大変恐縮ですが、事務局にまずお任せいただいて、その趣旨も踏まえながらつくりますので、確認は後日、議事録と、それなりにまとめたものをお送り申し上げますので御確認いただくということによろしいですか。並行して今、板書したものを全部事

事務局の方で筆記しておりますし、全部議事録にとっておりますので、その辺を踏まえながら、趣旨は違えないようにいたします。

では、取りあえず(1)から(6)はそのような形でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(7)全体を通して

学務課長：

では、その後をすみません。

座長：

付帯事項の検討ですが。

委員：

全体を通してということですので、まず時数と日数の上限規定を取っ払った部分のことです。そのときに、私はこのように申し上げたと思うのですがけれども、厳しい財政状況を鑑みて、総合的な判断をしていくんだ。総合的な判断をしながら実施を望む、希望すると、そういう条項を必ず付帯意見として入れていくということが、私たち委員会としての責任かなと、そのように感じますので、その言葉について内容について御確認をいただきたいと思います。

座長：

今の御提案は、「厳しい財政状況を鑑み、総合的な判断をして実施に望むよう希望する」という付帯意見を付けたらどうかと。これはいかがでしょうか。

委員：

文言整理については、私ちょっとあれなんですけど、気持ちとしては同じでありまして、付帯ということであるならば、学校の状況では、本当にあしたからでもどなたかに来てほしいというお子さんと親御さんと担任がいて、お子さんも大変、親御さんも大変、それから担任も病気になるそうだとか体調を崩しているとかという方があちらこちらにいらっしゃるんで、全体がそろわないとスタートできないような提言ではなくて、できるところからどんどんスタートできるような提言の趣旨をどうかお願いしたいと思っています。

座長：

ということによろしいでしょうか。

副座長：

提案ですけれども、時間がもう来ていますので、その付帯事項云々につきましては、皆さんの意見が大分出ていまして、委員の皆様方は共通理解していると思いますので、座長と行政とですり合わせをして、その文言をつくったものを、いずれ配っていただくということについてぜひ一任したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

座長：

ということの御提案ですが、よろしゅうございますでしょうか。

委員：

時間のないところで申しわけありません。ちょっと疑問に思っていることと意見です。意見ですが、今回配られております資料 1 の 1 3 ページの意見交換会での意見というところ。下から 5 番目にある、委員さんからの発言の中に、私はやはりこのことは大事なのかなと考えていることがあります。確かに障害のあるお子さんと、その保護者の方の利便はもちろん大切だと思っております。さらに、そのクラスのお子さんとか保護者の方とか、そういった相互の理解の上に成り立っていくということがありますので、その辺は納得してもらえぬ制度に、双方の意見がしっかりとかみ合うような制度にしていいただければいいかなと思います。

もう 1 点ですが、同じページの、これはちょっとクエスチョンなので事務局にお伺いしたいことです。上から 3 番目、「高等学校においては、都立学校では介助員がついている。そのため、小中学校で介助員を配置すると」という文面でございますけれども、私の知り得る範囲では、公的な介助員はついていないと。私費による、私的な個人的な介助員の派遣等はあると思いますけれども、事務局ではどのように把握しているか、今答えられればお願いしたいと思います。

学務課長：

先日、御意見をいただいた発言ですが、東京都教育庁学務部に後日確認いたしました。その結果、都教育委員会としては公的な介助員はつけてはいないということなので、今おっしゃったように、ついていけば私的かなという気はしておりますが。

座長：

そうですね。都立高等学校という意味ではないですね。

2 今後の予定について

学務課長：

それでは、2番目のテーマにいきます。資料 3をごらんいただきたいと思います。11月から3月まで、今年度いっぱいの当懇談会のスケジュールを案として想定させていただいております。11月につきましては、特別支援教育体制の方に議論を進めてまいりたいと思います。具体的には、11月に副籍モデル事業実施区市へ、いわゆる見学研修に行こうということに予定をさせていただきたいと思っております。それで、具体的に2枚目にスケジュール表を、カレンダーを入れてございますので、大変申しわけございませんが、後日、10月26日水曜日までに御希望の旨を、当課の係りまで御連絡をいただきたい。それにて調整をさせていただきたいと考えてございます。

座長：

これは決めるということではないですね。

学務課長：

はい、後日です。26日までに御返答ください。

委員：

午前、午後に分かれていますのですけれども、時間的には午前というのは、例えば授業的なものを見るとしたら午前中の授業時間とか、そういう形で考えればいいんですか。

学務課長：

これは、まだ相手先と調整しておりませんので、相手の都合と言ったら恐縮なんですけれども、その辺は御理解をいただきたいのです。

委員：

おおまかに願っているということで。

学務課長：

はい。

座長：

よろしいですか。それでは座長の不手際で、しかも不穏当な個人的な意見なども申し失礼をした点があるうかと思いますが、お許しいただきたいと思えます。

それでは、第9回の検討懇談会を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

午後4時48分 閉会